

## 函館市青少年補導センター運営協議会要領

(目 的)

第1条 函館市青少年補導センター運営要綱（以下「要綱」という。）第4条による運営協議会（以下「協議会」という。）については、この要領の定めるところによる。

(協議事項)

第2条 協議会は、要綱第3条のほかに次の事項を協議する。

- ・ センターの運営および基本方針並びに総合的施策の樹立に関すること。
- ・ 街頭補導の業務推進に関すること。
- ・ 早期補導の措置に関すること。
- ・ 指導事例の内容検討に関すること。
- ・ 専門機関相互の連絡調整に関すること。
- ・ その他協議会が必要と認めたもの。

(構 成)

第3条 要綱第4条第2項の委員の構成は、次の各号に掲げるものとする。

- ・ 関係機関および市の職員 13人以内
- ・ 関係団体の代表 7人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 協議会の会議は定例会と臨時会とし、定例会は年1回、臨時会は必要に応じて函館市子ども未来部長が招集し、議長を務める。

議長が欠けたときまたは議長に事故があるときは、子ども未来部次長が、その職務を代理する。

(委 任)

第6条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、議長が会議に諮り定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。